

最低賃金に関する実態調査の概要

1. 賃金改定状況調査

(1) 調査目的

中央最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資すること。
中小零細企業・事業所の労働者の賃金の改定状況等を把握すること。

(2) 調査地域

静岡県内

(3) 調査産業（平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づく）

製造業、卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

（常用労働者規模30人未満の民営事業所）

(4) 調査方法

通信調査

(5) 調査対象期日

調査実施年の6月1日現在（労働者に関する事項のうち、一部の調査項目については調査実施前年の6月1日現在）

令和元年度より本省にて実施（調査票送付、回収、点検、とりまとめ）

2. 最低賃金に関する基礎調査

(1) 調査目的

地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正等の審議に資すること。
中小零細企業・事業所の労働者に支払われる賃金の実態を把握すること。

(2) 調査産業（平成25年10月改定の日本標準産業分類に基づく）

製造業及び情報通信業のうち新聞業、出版業

（常用労働者規模100人未満の民営事業所）

卸売・小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）

（常用労働者規模30人未満の民営事業所）

(4) 調査方法

通信調査

(5) 調査対象期日

調査実施年の6月1日現在